

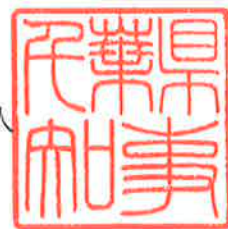
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市畔田字塚原756番地

氏 名 株式会社 京葉クリーンセンター
代表取締役 大道寺 俊幸

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和6年2月26日

許可の有効年月日 令和11年2月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 燃え殻, (イ) 汚泥, (ウ) 廃油, (エ) 廃酸, (オ) 廃アルカリ, (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, (キ) 紙くず, (ク) 木くず, (ケ) 繊維くず, (コ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, (サ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, (シ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, (ス) ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

がれき類

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は, その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可証別紙1のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は, 2. に記載する施設で行うこと。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は, 認めないこと。また, 搬出に際しても自らが行うこと。
- (3) 容器を使用し収集運搬する場合にあっては, 密閉容器を用いること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 2 月 18 日	新規許可
令和 6 年 2 月 26 日	更新・変更許可 (2 品目の追加)・変更届 (株主変更)
令和 7 年 2 月 28 日	変更届 (役員変更)
令和 7 年 12 月 1 日	変更届 (代表者変更, 住所変更, 役員変更, 株主変更, 政令使用人変更)

5. 積替え許可の有無 **有・無**

(積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 **有・無**

(以下余白)

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管 場所の面積	最大保管量	保管 高さ	数量	施設の所在地
がれき類	46.44 m ²	58.5 m ³	1.8m 以下	1	千葉県佐倉市畔田字 塚原732番の一部、 733番2、756 番、736番